

学校法人千葉工業大学ハラスメント防止規程

平成18年12月11日

制定

最終改正 令和3年4月26日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人千葉工業大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切な対応をはかるための措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、ハラスメントとは、教育、研究、業務などの場面において、就学上又は就労上の力関係を利用して、相手の意に反する性的、威力的、侮辱的その他の言動により、相手に不利益や不快感を与えることをはじめ以下のような行為をさす。

- (1) 性的欲求への服従又は拒否を理由に、相手に対して就学上、就労上の利益や不利益を与え、又は与える旨示唆すること。
- (2) 性的、威力的、侮辱的な言動や掲示により、相手に不快感を与え、就学上、就労上の環境を損なうこと。
- (3) 固定観念を根拠として、個人の人格や能力を評価するような言動を行うこと。
- (4) 性暴力をはじめとする男女の性の違いに基づく不均衡を利用した、身体的、心理的な障害や苦しみをもたらす行為
- (5) 地位・権力関係を利用して、機会・条件・評価等において、不当で差別的な扱いをすること。
- (6) 妊娠・出産、育児休業・介護休業に関する制度の利用や措置に関し、これを阻害する言動や嫌がらせ等により、相手に不快感を与え、就労上の環境を損なうこと。

(対象)

第3条 この規程の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 本学において就労する者（役員、教育職員、研究職員、一般職員、非常勤教員、嘱託職員、パートタイマー、アルバイト等）
- (2) 本学において就学する者（学生、科目等履修生、研究生等）
- (3) その他関係者（学生等の保護者、課外活動指導者、関係業者等の職務上の関係を有する者）

(責務)

第4条 本学は、人権侵害のない大学づくりを推進し、ハラスメントの防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 本学において就学又は就労する者は、この規程及び別に定めるハラスメント防止ガイドラインに従い、ハラスメントをしないよう心がけなければならない。

(相談員)

第5条 ハラスメントに係る相談・苦情に対応するため、次の各号に掲げる相談員を置く。この場合において、相談員の構成は性別を考慮するものとする。

- (1) 学長が指名する若干名の教育職員
- (2) 理事長が指名する若干名の一般職員
- (3) 各校舎の保健室に勤務する一般職員

2 相談員の任務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 苦情相談の受付及び相談者への助言
- (2) 苦情相談に当たった場合は、報告書を作成しハラスメント防止委員会へ報告する。
(ハラスメント防止委員会)

第6条 ハラスメント防止等のために、その啓蒙活動、情報連絡、対策、調査及び問題解決を統括するハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置くものとする。
(防止委員会の構成)

第7条 防止委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 常務理事
- (2) 学長が指名する教育職員
- (3) 事務局長
- (4) 総務部長
- (5) 教学センター部長
- (6) 相談員から若干名

2 防止委員会に委員長を置き、委員長は常務理事がつとめる。

(ハラスメント調査委員)

第8条 防止委員会は相談員の報告を受け、調査が必要と判断した場合は、ハラスメント調査委員（以下「調査委員」という。）を任命し必要な調査を行うものとする。

2 調査委員は、問題の当事者及び関係者から事情を聴取するなどの方法により、十分な事実関係の確認を行い、防止委員会に調査結果を報告書として提出する。

(調査委員の選任)

第9条 調査委員は複数名とし、次に掲げる者の中から防止委員会委員長が指名する。

- (1) 相談員
- (2) 防止委員会委員
- (3) その他関係教職員
(報告)

第10条 防止委員会は調査委員から提出された調査結果報告書をもとに当事者への対応について検討し、検討結果を理事長及び学長に報告するものとする。

(被害者救済と再発防止)

第11条 理事長及び学長は、防止委員会の検討結果に基づいて被害者の救済及び再発防止のために必要な措置を講じ、その後の措置について被害者にすみやかに説明するものとする。
(加害者への対応)

第12条 理事長及び学長は、加害者に対して、事案の程度に応じて就業規則や学則等に従い懲戒処分を行うものとする。

その場合、次の要素を総合的に判断し、処分を決定するものとする。

- (1) 行為の具体的態様
- (2) 当事者同士の関係

(3) 被害者の対応・心情等

(4) その他再犯等

(不服の申立て)

第13条 当事者は、調査報告又はその後の措置に不服がある場合、理事長又は学長宛に書面により申出ることができる。

2 不服申立てについて、理事長及び学長は防止委員会に対し再度検討を命じることができるものとする。

(委員・相談員等の義務)

第14条 防止委員会委員、調査委員、相談員、その他の関係者（以下「関係者」という。）は職務上知り得た情報に関する秘密を厳守し、当事者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重しなければならない。

2 関係者は、ハラスメントに対する相談、当該相談に係る調査への協力、その他ハラスメントに関し正当な対応をした者に対し、そのことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

3 第1項については、その任務を退いた後も同様とする。

(公表)

第15条 理事長及び学長は必要と認める場合、調査委員の調査した事実の経過と措置について学内に公表する。ただし、前条の趣旨にしたがい当事者のプライバシーや名誉、その他の人権に十分配慮しなければならない。

(虚偽の申立てや証言の禁止)

第16条 相談・苦情の申立て・事情聴取に際して、虚偽の申立てや証言をした場合、就業規則や学則等による処分の対象とする。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附則

この規程は、平成18年12月11日から施行する。

附則

この規程は、平成19年5月29日から施行する。

附則

この規程は、平成28年2月8日から施行する。

附則

この規程は、平成28年12月14日から施行する。

附則

この規程は、平成29年12月13日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月26日から施行する。